令和2年度

三重県サプライチェーン強靱化促進緊急対策補助金

公募要領

令和2年10月

三重県雇用経済部

<お問い合わせ先>

三重県雇用経済部 企業誘致推進課 企業誘致班

〒514-8570三重県津市広明町13番地

TEL: 059-224-2819 FAX: 059-224-2221

E-mail:kigyoyu@pref.mie.lg.jp

1 事業の目的

三重県サプライチェーン強靱化促進緊急対策補助金(以下「補助金」という。)は、新型コロナウイルスの感染拡大により、素材・部材の調達や製品の出荷が滞るなど、サプライチェーンの脆弱性に伴う三重県内(以下「県内」という。)の企業活動への影響が顕在化する中、強靱なサプライチェーンを構築しようとする企業に対して所定の経費を補助することにより、県内企業におけるサプライチェーンの転換や強靱化を促進することで、県内企業の競争力強化を図ることを目的とします。

2 補助対象者

三重県の基幹産業または今後成長が期待される分野に係る製品等の製造を県内で行い、「3 補助対象事業」の要件を満たす企業

- ※1 「三重県の基幹産業」とは、「三重の工業-2019年工業統計調査速報-」において、製造品出荷額上位3業種に該当する 製造業(輸送用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、化学工業)とします。
- ※2 「今後成長が期待される分野」とは、三重県企業立地促進条例施行規則第4条第1項に定める製造業(クリーンエネルギー 関連分野、次世代自動車関連分野、ライフイノベーション関連分野、食品関連分野、航空宇宙関連分野、高度部材関連分野) とします。
- ※3 法人格を有する企業であれば、大企業・中小企業を問わず応募が可能です。
- ※4 本社所在地が県内にある必要はありません。
- ※5 F/S(実行可能性調査)特化枠については、県内に事業所を有する事業者に限ります。

3 補助対象事業

以下のいずれかに該当する事業であること。

(1) 一般枠

補助対象事業		a 転換型	b 研究開発強化型	c 増強型	
内容		強靱で高度なサプライチェーンを	研究開発機能を県内に新設・増	強靱で高度なサプライチェーンを	
		構築するための以下の事業	設するための事業	構築するための生産能力の増強に	
		・海外及び県外で生産していた製		資する事業	
		品を県内製造に転換			
		・他社に外注していた製品を県内			
		事業所で内製化に転換			
補具	助対象経費	① 投下償却資産額		① 投下償却資産額	
		② 設置移転費			
		③ F/S(実行可能性調査)費		③ F/S(実行可能性調査)費	
		④ 常用雇用者増加分		④ 常用雇用者増加分	
補	(123)	中小企業者:1/2以内		中小企業者:1/3以内	
助	そ の 他:1/3以内			そ の 他:1/4以内	
率	(4)	若 者:50万円/人	研究者:100万円/人	若 者:50万円/人	
		その他:30万円/人	若 者: 50万円/人	その他:30万円/人	
			その他: 30万円/人		
補理	助上限額	3,000万円((①+②+③)の合算額×補助率)に④常用雇用者増加分を加えた額			
		※ただし、③については、100万円を上限とする			
投資要件		補助事業完了時点において、補助対象経費(①+②+③の合算額)が以下の金額以上であること			
		·中小企業者:3,000万円			
		·そ の 他:5,000万円			
雇用要件		申請時点の常用雇用者数を事業開始後3年間維持すること			

(2) F/S(実行可能性調査)特化枠

補助対象事業	a 転換型	b 研究開発強化型	c 増強型	
内容	(1)一般枠と同じ			
補助対象経費	費 ③ F/S(実行可能性調査)費			
補助率	中小企業者:1/2以内		中小企業者:1/3以内	
	そ の 他:1/3以内		そ の 他:1/4以内	
補助上限額	助上限額 100万円			
投資要件	任 補助事業完了時点において、補助対象経費(F/S(実行可能性調査)費)が50万円を超えること			

- ※1 補助対象経費の詳細については、「4 補助対象経費」をご確認ください。
- ※2 <u>最終的な補助金額は、予算の範囲内での決定</u>になります。応募者多数の場合、補助対象経費に対して<u>規定の補助率の上限を</u> 下回る補助金額となる可能性があります。
- ※3 補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、千円未満は切り捨てとします。

4 補助対象経費

補助対象となる経費は、本事業の対象として明確に区分できるものであり、**補助事業完了日(令和3年3月1日を超えないこと)までに** 支出した、以下の経費です。

(1)補助対象経費の区分

番号	項目	内容		
1	投下償却資産額	1) 専ら補助事業のために使用される機械・装置、	、工具・器具の購入、製作、借用に要する経費	
	1)機械装置	2) 専ら補助事業のために使用される専用ソフト・	ウェア・情報システムの購入・構築、借用に要する	
	2) システム構築費	経費		
	3) 建物附属設備等	3) 1)もしくは2)と一体で行う、建物附属設備及び	建物改修に要する経費	
		※1 他の補助金等が充当されている資産につい	ては対象外とします。	
		※2 土地の取得、建物本体の新設は対象外とし	ます。	
		※3 「借用」とは、いわゆる所有権移転ファイナ	ンスリースをいい、交付決定日(もしくは事前着手	
		日)以降に契約したことが確認できるもので、	補助事業完了日までに支出した経費のみとなりま	
		す。したがって、契約期間が補助事業完了日を超える場合の補助対象経費は、按分		
		により算出された当該事業実施期間分のみ対象となります。		
		※4 二者以上の中古品流通事業者から型式や年式が記載された相見積もりを取得している場		
		には、中古設備も対象になります。		
2	設置移転費	海外の自社拠点に設置していた専ら補助事業のために使用される機械・装置、工具・器具の設置		
		移転に要する経費		
		※1 資産の撤去費、運搬費、設置工事費が対象	まとなります。	
		※2 海外からの設置移転費のみが対象です。	国内他県や県内からの設置移転費は対象となりま	
		せん。		
3	F/S(実行可能性調	補助対象事業にかかるマーケティング調査等の委託費		
	査)費	※1 調査等の委託については、第三者機関への委託費のみが対象となります。		
		※2 調査等にあたっては、以下の事項を必須項目とし、事業完了後に成果物の確認を行います。		
		項目(必須)	例示	
		a 新規投資による事業の成長性	今後の市場の動向について	

	1			
		b 事業を行う上での課題や解決策	雇用について	
			インフラについて	
			規制・許認可について	
			物流について	
			ランニングコスHこついて	
		c 新規投資事業の採算について	a、bの調査結果を踏まえた新規事業の採算性	
			について	
		※3 委託する業務内容を明示し、成果物の活用方法、事業としての必要性等合理的理由を明		
		かにする必要があります。		
4	雇用増加者増加分	交付申請日以降に新規雇用した常用雇用者数		
		※1 既存事業からの異動した人員は対象となりません。		
		※2 交付申請日から補助事業完了日までに増加した常用雇用者を対象に補助します。増加した		
		常用雇用者が研究者の場合は一人あたり100万円、45歳未満の場合は一人あたり50万円、		
		それ以外の者については、一人あたり30万円を補助します。		
		※3 新規雇用増加者を補助対象経費として計上する場合、雇用契約書やハローワークにより発行		
		される雇用保険被加入者名簿等により、対象事業所で勤務を開始した時点、その者の年齢を明		
		確こする必要があります。		
		※4 研究者を補助対象経費として計上する場合、組織図、従業員名簿、雇用契約書等により、対		
		象者の所属や業務を明確にする必要があります。		

(2)補助対象経費全般にわたる留意事項

- ・原則、<u>交付決定日以降に発注した経費が対象</u>となりますが、<u>事前着手届(交付申請日以降)を提出した場合、事前着手日以降に発</u>注した経費も補助対象とします。
- ・補助対象経費は、補助事業完了日までに補助事業のために支払いを行ったことを確認できるものに限ります。支払いは、銀行振込の実績等で確認を行います。
- ・自然的・社会的諸条件等の外部要因により、補助事業が上記年月日までに完了しない場合、補助事業遅延等報告書(様式第6号) を提出することで、次年度以降に繰越が可能となる可能性があります。
- ・補助金交付申請額の算定段階において、消費税及び地方消費税額(以下「消費税等」という)等は補助対象経費から除外して算定してください。
- ・以下の経費は、補助対象になりません。
 - ➤ 事務所等にかかる家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
 - ▶ 電話代、インターネット利用料金等の通信費、クラウドサービス利用費に含まれる付帯経費
 - ➤ 文房具などの事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
 - → 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用
 - ➤ 収入印紙
 - ➤ 振込等手数料(代引手数料を含む)
 - ➤ 公租公課(消費税等)
 - ➤ 各種保険料
 - ➤ 借入金などの支払利息及び遅延損害金
 - ➤ 補助金事業計画書 申請書 報告書等の提出する書類作成・送付に係る費用
 - ➤ 汎用性があり、目的外使用になり得るもの(例えば、事務用のパソコン・プリンタ・文書作成ソフトウェア・タブレット端末・スマートフォン及びデジタル複合機など)の購入費
 - ▶ 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

5 応募手続き等

(1) 募集期間

募集開始: 令和2年10月26日(月) 応募締切: 令和2年11月30日(月)

※ 申請こあたっては必ず事前にご相談ください。内容や書類に不備がある場合、受け付けられません。

(2) 申請方法

以下の提出書類一式を、ア)持参または郵送、もしくはイ)補助金申請システム「Jグランツ」により提出してください。

<提出書類一式>

- ① 交付申請書(様式第1号)
- ② 法人に係る定款、登記事項証明書、役員一覧表
- ③ 最近3年間の決算書(附属明細書を含む)
- ④ 三重県の県税の納税証明書(すべての県税に滞納がない旨の証明)
- ⑤ その他必要とする書面
- ⑥ 事前着手届(様式第2号) ※交付決定前に発注等を行う場合

ア)持参または郵送で提出する場合

上記の提出書類 (各1部)を、令和2年11月30日(月)17時15分までに提出してください。【必着】

<提出先>

〒514-8570 三重県津市広明町13番地(三重県庁8階)

三重県雇用経済部 企業誘致推進課

三重県サプライチェーン強靱化促進緊急対策補助金 担当者あて

イ)補助金申請システム「Jグランツ」で提出する場合

補助金申請システム「Jグランツ」のホームページ(https://jgrants.go.jp)に記載の「三重県サプライチェーン強靱化促進緊急対策補助金」の項目を選択し、提出してください。

<留意事項>

・Jグランツを利用するためには、GビズID「gBiz プライム」の取得が必要となります。GビズIDの取得には2~3週間を要しますので、 余裕をもって準備してください。 なお、 GビズIDの詳細については、以下のホームページをご覧ください。

GビズID:https://gbiz-id.go.jp/top/

・Jグランツは、応募書類の提出までの手続きにおいてご利用いただけます。交付決定以降は紙での手続きとなります。

(3) 審香基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。なお、審査にあたっては、書類審査だけでなく、必要に応じてヒアリング及び現地調査を実施します。

① 事業の実現可能性

取引先及び生産設備の調達の目途がたっているか。社内での生産体制が整備されているか。

② 生産設備導入等の競争力・効果 補助対象事業によってサプライチェーンの強靱化が図られているか。

- ③ 他社との優位性 同業他社と比較して開発又は生産する商品の先進性があるか。
- ④ 事業の継続性 取引先が確保され、提出された事業が継続して実施されるか。
- ⑤ 財務の健全性 提出した事業者の財務状況が健全であり、当該事業を行う資金力があるか。

(4) 審査結果の通知・公表

採択案件の決定後、申請者全員に対して、速やかに採択・不採択の結果を通知します。採択案件については、同時に交付決定を行います。この際、交付決定額が申請額より減額される場合がありますので、あらかじめご了承ください。

6 補助事業者の義務(交付決定後に遵守すべき事項)

本事業の交付決定を受けた場合は、以下の条件等を守らなければなりません。

- (1) 交付決定を受けた後、本事業の経費の配分もしくは内容等を変更しようとする場合(交付要領第10条第3項に示す軽微な変更を除く)又は本事業を中止、廃止若しくは他に承継させようとする場合には、事前に知事の承認を得なければなりません。
- (2)補助事業完了日から起算して10日以内に「実績報告書(様式第7号)」を提出しなければなりません。
- (3) 補助対象資産を減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数又は補助事業完了の日から10年のいずれか短い期間に処分(①補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付け、②担保に供する処分、廃棄等)しようとするときは、事前にその承認を受けなければなりません。
- (4) 補助対象資産を処分する場合、残存簿価相当額または時価(譲渡額)により、当該処分資産に係る補助金額を限度に納付しなければなりません。
- (5) 補助金の支払いについては、補助事業完了日以後に実績報告書の提出を受け、書類検査及び実地検査を経て、補助金額の確定後の精算払いとなります。
- (6) 事業実施の翌年度以降も進捗状況確認のため、実地検査を行います。また、会計検査院が実地検査に入ることがあります。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに従わなければなりません。
- (7) 補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179 号)」等に違反する行為等(例:他の用途への無断流用、虚偽報告など)をした場合には、補助金の交付取消・返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。

